

控除証明書が送られます社会保険料(国民年金保険料)

ができます。 整や確定申告の までに国民年金保険料を納付し 人に対し 成26年1月1日から9 が送付されています。 国民 年 -金保険 金保険料)控除証明11月上旬に「社会保 際に活用すること 年末調 月 30 た 日

とができます。

を申告などを行う際に活用することができますので、

を、納付した人の社会保険料控除

を、納付した人の社会保険料控除

を、納付したができますので、

を、納付したができますので、

をができます。

控除証明書」の送付時期「社会保険料(国民年金保険料)

送付されています。 たは翌年の2月上旬のいずれかに控除証明書」は、毎年11月上旬ま

実績のある人です。翌年2月上旬の間に国民年金の保険料を納めたの年の1月1日から9月30日まで 料 12 に を 発送される人は、 年の1月1日から9月30 月 11 納めた人となります。 月上旬に発送される人は、 31 日までに国民年金 10 月 1 \mathcal{O} 日 保険 から そ

平成25年社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 11月発送用

控除証明書専用ダイヤル

ご利用ください。 を t 控 せ は、 紛 ルで受け付けています。 除 | 証明書」に対するお問社会保険料(国民年金 失された方もこのダイヤ 左記 明書」に対するお問 の控除証明書専用ダイ 保険 証 高い合わ 明書 ル (料) を

〇控除証明書専用ダイヤル

電話0570-070-117

付加年金

て支給されるものです。得たときに老齢基礎年金に加算した人が、老齢基礎年金の受給権を付加年金は、付加保険料を納め

ります。 月 間 0 は したがって、 翌月 老 齢基 から死亡した月までとな 礎年金の受給 付加年金 権を得た \mathcal{O} 支給 期

加 ま ま た、 年 額された額になります。 付 た 年金と同じ割合で減 金 上げまたは繰り下げられ 繰上げまたは繰下げられ 加 は繰下げ支給を受けた場合 \mathcal{O} 年金の支給もそれ 老齢基礎 額 は年 -齢に応じて、 年金の繰 に合わ 上げ 額 ま 老 た ま 支

加保険料

加 ただし、 続きしてください。 は付加保険 る人および国 を納付できるの (任意加入被保険者を含む)です。 入した場合は役場年金窓口で手 付加保険 加 農業者年金加入者は強制、険料の納付はできません。 保険料 保険料の免除を受けてい 料 農業者年金に新たに 民年金基金の加入員 $\widehat{1}$ を支払うことにな は 力 1号 月 4 被 0 保 0 円

支給される年金額

よって計算されます。付加年金の年金額は、次の式に

月 | 9 納付し なります。 ただが -金に加算さ 200円×付 万6 た場合、 0 40 れ支給されることに 0 加保険 年間 2 0 0 0 円 0 付加保険 が 円 料 老齢基礎 納 4 付 8 料 月 を 数

◇お問い合わせ先

住民 1本年金 話 話 O 、課戸籍年金医療グル 34 1 6 機 2 1 6 2 1 内 旭 72 Ш 年金事 線413 5] 0 務所